

第2回
千葉市特別職報酬等審議会
会議次第

日時 平成27年5月20日(水)
午前10時00分
場所 千葉中央コミュニティセンター8階
千鳥・海鷗

1 開 会

2 審 議

(1) 改定額及び改定時期について

(2) 答申案について

3 閉 会

1案

平成18年度から平成26年度までの累積改定率(△0.37%)に平成27年度の給与制度の総合的見直しにおける平均改定率(△2.4%)を反映した後の累積改定率(△2.76%)により改定する。(改定率を乗じた後の1万円未満四捨五入)

○給料月額の見直し (円)

	市長	副市長
改定前(本則)	1,190,000	960,000
改定後(本則)	1,160,000	930,000
差引	△ 30,000	△ 30,000
改定率(%)	△ 2.59	△ 3.23

○各年度における給与額の見込み (円)

市長	給料月額	地域手当	期末手当	年間給与額	H26比増減
H26年度	1,190,000	10% 119,000	6,440,280	22,148,280	—
H27年度	1,160,000	11% 127,600	6,334,992	21,786,192	△ 362,088
H28年度	1,160,000	13% 150,800	6,449,136	22,178,736	30,456
H29年度	1,160,000	14% 162,400	6,506,208	22,375,008	226,728
H30年度以降	1,160,000	15% 174,000	6,563,280	22,571,280	423,000

※平成28年度以降の地域手当の支給割合については見込みである
 ※期末手当については、支給月数4.1月で変わらない場合である。

(円)

副市長	給料月額	地域手当	期末手当	年間給与額	H26比増減
H26年度	960,000	10% 96,000	5,195,520	17,867,520	—
H27年度	930,000	11% 102,300	5,078,916	17,466,516	△ 401,004
H28年度	930,000	13% 120,900	5,170,428	17,781,228	△ 86,292
H29年度	930,000	14% 130,200	5,216,184	17,938,584	71,064
H30年度以降	930,000	15% 139,500	5,261,940	18,095,940	228,420

※平成28年度以降の地域手当の支給割合については見込みである
 ※期末手当については、支給月数4.1月で変わらない場合である。

○本案における留意事項

考え方	手続き・効果等
○過去の改定の考え方(累積改定率による改定)を踏襲している。	○地域手当の支給割合の引上げ(率)が今回の給料月額引下率を上回るため、年間給与額は実質的に引き上げとなる。 ○年度により年間給与額にバラつきが生じる。

2案

地域手当を廃止し、平成26年度時点の地域手当相当額を給料月額に組み込む。ただし、平成18年度以降の累積改定率(△0.37%)を乗じた給料月額を基に算出する。(組み込み後の1万円未満は四捨五入)

○給料月額の改定 (円)

市長	給料月額	地域手当		合計
累積改定率 反映前	1,190,000	10%	119,000	1,309,000
累積改定率 反映後	1,185,597	10%	118,560	1,304,157

(円)

副市長	給料月額	地域手当		合計
累積改定率 反映前	960,000	10%	96,000	1,056,000
累積改定率 反映後	956,448	10%	95,645	1,052,093

○各年度における給与額の見込み (円)

市長	給料月額	地域手当		期末手当	年間給与額	H26比増減
H26年度	1,190,000	10%	119,000	6,440,280	22,148,280	—
H27年度	1,300,000	0%	0	6,396,000	21,996,000	△ 152,280
H28年度	1,300,000	0%	0	6,396,000	21,996,000	
H29年度	1,300,000	0%	0	6,396,000	21,996,000	
H30年度	1,300,000	0%	0	6,396,000	21,996,000	

※期末手当については、支給月数4.1月で変わらない場合である。

(円)

副市長	給料月額	地域手当		期末手当	年間給与額	H26比増減
H26年度	960,000	10%	96,000	5,195,520	17,867,520	—
H27年度	1,050,000	0%	0	5,166,000	17,766,000	△ 101,520
H28年度	1,050,000	0%	0	5,166,000	17,766,000	
H29年度	1,050,000	0%	0	5,166,000	17,766,000	
H30年度	1,050,000	0%	0	5,166,000	17,766,000	

※期末手当については、支給月数4.1月で変わらない場合である。

○本案における留意事項

考え方	手続き・効果等
<p>○地域手当相当額を給料月額に組み込むことにより、(今後予定されている)地域手当の支給割合の引き上げの影響を受けない。</p> <p>○他団体において地域手当を廃止している例もある。</p>	<p>○改正後の給料月額は改定前の給料月額と地域手当の合計額より少なくなる。</p> <p>○退職手当は給料月額を算出基礎としているため、現行の退職手当額の支給水準を超えないよう退職手当算出の際に給料月額に乗じる支給率を引き下げる必要がある。</p>

3案

地域手当の引き上げに合わせて給料月額を段階的に引き下げる。(引き下げ後の1万円未満は四捨五入)

○各年度における給与額の見込み

(円)

市長	給料月額	地域手当	期末手当	年間給与額	H26比増減	
H26年度	1,190,000	10%	119,000	6,440,280	22,148,280	—
H27年度	1,180,000	11%	129,800	6,444,216	22,161,816	13,536
H28年度	1,150,000	13%	149,500	6,393,540	21,987,540	△ 160,740
H29年度	1,140,000	14%	159,600	6,394,032	21,989,232	△ 159,048
H30年度	1,130,000	15%	169,500	6,393,540	21,987,540	△ 160,740

※平成28年度以降の地域手当の支給割合については見込みである

※期末手当については、支給月数4.1月で変わらない場合である。

(円)

副市長	給料月額	地域手当	期末手当	年間給与額	H26比増減	
H26年度	960,000	10%	96,000	5,195,520	17,867,520	—
H27年度	950,000	11%	104,500	5,188,140	17,842,140	△ 25,380
H28年度	930,000	13%	120,900	5,170,428	17,781,228	△ 86,292
H29年度	920,000	14%	128,800	5,160,096	17,745,696	△ 121,824
H30年度	910,000	15%	136,500	5,148,780	17,706,780	△ 160,740

※平成28年度以降の地域手当の支給割合については見込みである

※期末手当については、支給月数4.1月で変わらない場合である。

○本案における留意事項

考え方	手続き・効果等
○地域手当の支給割合の段階的引き上げに合わせて、給料月額を同じ引下率で減額させる。	○年間給与が減少していく。(給料月額について1万円未満四捨五入の場合) ○地域手当の変動に合わせて、毎年、給料月額が変動することとなるため、その都度、当審議会を開催する必要がある。

1～3案で改定した場合の政令指定都市順位

(単位：円)

	市長						副市長					
	給料	順位	地域手当(%)	地域手当額	地域手当加算	順位	給料	順位	地域手当(%)	地域手当額	地域手当加算	順位
千葉市 (H26)	1,190,000	15	10	119,000	1,309,000	12	960000	14	10	96,000	1,056,000	13
1案(H30)	1,160,000	18	15	162,400	1,322,400	11	930000	17	15	139,500	1,069,500	12
2案	1,300,000	8	-		1,300,000	13	1050000	6			1,050,000	13
3案(H30)	1,130,000	20	15	169,500	1,299,500	13	910000	20	15	136,500	1,046,500	13
札幌市	1,280,000	9	3	38,400	1,318,400	11	1,030,000	8	3	30,900	1,060,900	12
仙台市	1,310,000	6	6	78,600	1,388,600	9	1,020,000	9	6	61,200	1,081,200	11
新潟市	1,163,000	18	-		1,163,000	20	939,000	17	-		939,000	19
さいたま市	1,243,000	13	12	149,610	1,392,610	8	977,000	13	12	117,240	1,094,240	8
千葉市 (H26)	1,190,000	15	10	119,000	1,309,000	12	960,000	14	10	96,000	1,056,000	13
川崎市	1,250,000	11	12	150,000	1,400,000	7	990,000	10	12	118,800	1,108,800	7
横浜市	1,428,000	2	12	171,360	1,599,360	2	1,148,000	1	12	137,760	1,285,760	1
相模原市	1,142,000	20	10	114,200	1,256,200	16	935,000	18	10	93,500	1,028,500	14
静岡市	1,250,000	11	-		1,250,000	17	940,000	16	-		940,000	18
浜松市	1,277,000	10	-		1,277,000	14	928,000	19	-		928,000	20
名古屋市	1,467,000	1	10	146,700	1,613,700	1	1,100,000	4	10	110,000	1,210,000	4
京都市	1,390,000	5	10	139,000	1,529,000	5	1,100,000	4	10	110,000	1,210,000	4
大阪市	1,420,000	3	10	142,000	1,562,000	4	1,130,000	2	10	113,000	1,243,000	3
堺市	1,190,000	15	10	119,000	1,309,000	12	990,000	10	10	99,000	1,089,000	9
神戸市	1,410,000	4	12	169,200	1,579,200	3	1,110,000	3	12	133,200	1,243,200	2
岡山市	1,160,000	19	3	34,800	1,194,800	18	920,000	20	3	27,600	947,600	16
広島市	1,310,000	6	3	39,300	1,349,300	10	1,050,000	6	3	31,500	1,081,500	10
北九州市	1,230,000	14	3	36,900	1,266,900	15	980,000	12	3	29,400	1,009,400	15
福岡市	1,300,000	8	10	130,000	1,430,000	6	1,040,000	7	10	104,000	1,144,000	6
熊本市	1,186,000	17	-		1,186,000	19	944,000	15	-		944,000	17

※千葉市、神戸市の地域手当は平成30年度の地域手当率

【参考】

大阪市	1,669,000		-		1,669,000		1,096,000		-		1,096,000	
-----	-----------	--	---	--	-----------	--	-----------	--	---	--	-----------	--

※現市長の次期任期（平成27年12月19日）より適用（地域手当を廃止。）

答 申 書

平成27年5月

千葉市特別職報酬等審議会

本審議会は、平成27年5月1日に市長から千葉市特別職報酬等審議会設置条例第3条の規定に基づき、市長及び副市長の給料の額について諮問を受けた。

本審議会では、一般職の職員の改定状況や社会経済情勢などを総合的に勘案し、慎重に審議を重ねた結果、次のような結論に達したので答申する。

1 改定の必要性

本審議会は次の2点により市長及び副市長の給料の額を改定する必要があると判断した。

(1) 一般職の給料改定率については、前回改定（平成18年度）後から昨年度までの累積は $\Delta 0.37\%$ であるが、昨年度の人事委員会勧告を踏まえ実施している給与制度の総合的見直しを受けて、本市においても本年4月から給料の水準を $\Delta 2.4\%$ 引き下げており、これを合わせると一般職の給料改定率の累計は $\Delta 2.76\%$ となっている。

一方で、給与制度の総合的見直しにおいては、地域手当についても国と同様に支給割合の見直しを行っており、これまで 10% であった一般職の地域手当の支給割合は平成27年度より 11% とされ、勧告どおりに実施された場合、段階的に引き上げ、平成30年度には 15% となる予定となっている。

市長及び副市長の地域手当については、現行制度上一般職の例により支給されることとなっており、見直しを行わないと、市長及び副市長の地域手当を含む年間の給与総額は毎年増加することとなる。

これまで、市長及び副市長の給料の額は、一般職の給与改定の状況を参考としつつ決定してきており、公民給与の均衡を前提とした、給料と地域手当の配分の見直しともいえるものであることを考慮すると、現時点において市長及び副市長の給料の額について見直しを行うことが適当であると考えられる。

(2) 本市以外の政令指定都市においては、現時点では一般職の給与制度の総合的見直しを見送っている団体が多く、当該見直しに伴い特別職の給料額等を改定している団体はない。

一方、本市にあっては、いち早く一般職の給与制度の総合的見直しに着手しており、国の特別職の俸給等が一般職の給与制度の総合的見直しを参考としていること、また都道府県においては一部の団体で国と同様の見直しを行う傾向も見られることから、本市においても市長及び副市長のように地域手当を受ける特別職にあっては見直しを行うことが適当である。

2 改定額及び改定時期

- ・市長及び副市長の給料の額については、これまで他の地方公共団体の人口や財政規模なども考慮しながら、一般職の改定状況、国の特別職の俸給等の状況、社会経済情勢等を総合的に勘案し、改定を行ってきた。
- ・給与制度の総合的見直しによる地域手当の支給割合が今後段階的に引上げられる人事委員会勧告がなされている。一方で特別職の給料については、地域手当の変動に合わせ頻繁に改定するのではなく、中期的に安定した給与体系とすることが望ましい。
- ・市長及び副市長の給料の額はそれらを踏まえて決定していくことが適当である。
- ・改定の時期については、一般職が本年4月より給料表の水準の引き下げを実施している状況等を勘案すると、速やかに改定することが適当である。

以上のことから、次のとおりとすることを決定した。

(1) 地域手当の廃止

市長及び副市長の地域手当を廃止する。

(2) 給料月額引き上げ

廃止した地域手当の額に相当する額を、平成26年度時点における支給水準を超えない範囲で給料月額に加算することとし、次のとおりとする。

市長	給料月額	1, 300, 000円
副市長	給料月額	1, 050, 000円

(3) 改定時期

平成27年7月1日からとする。

なお、退職手当について、給料月額の引き上げに伴って増額となることのないよう、支給割合を引き下げるなど、所要の調整をすることが適当であると考えます。

3 審議経過

千葉市特別職報酬等審議会委員名簿

(委員は五十音順)

会 長	奥 本	佳 伸
副会長	大 澤	克之助
委 員	大 島	有紀子
委 員	大 槻	勝 三
委 員	河 合	謹 爾
委 員	坂 戸	誠 一
委 員	辻	徳次郎
委 員	中曾根	玲 子
委 員	林	鉄 夫
委 員	細 谷	久美子